官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件（外務三九五）　一
○保安林の指定をする件
（農林水産一五〇六～一五一二）　二
○農薬を登録した件（同一五一三）　三
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境六）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の規定に基づく災害及び地域を指定する件（経済産業一四九）
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件
（同一五〇）
○高速自動車国道に関する件
（国土交通九三五）
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同九三六、九三七）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件
（防衛二三〇）

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
戸籍が滅失した件
（法務省告示配一一四）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○外務省告示第三百九十五号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３の機関の表の１Ａ群に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、令和七年七月二十六日に効力を生じた。

（令和七年九月四日付け世界貿易機関事務局長確認書）

令和七年十月七日

外務大臣　岩屋　毅

機関の表
１　Ａ群

1.1 独立行政法人農畜産業振興機構
1.2 中日本高速道路株式会社
1.3 株式会社日本政策投資銀行
1.4 東日本高速道路株式会社
1.5 独立行政法人環境再生保全機構
1.6 独立行政法人農業者年金基金
1.7 独立行政法人奄美群島振興開発基金
1.8 年金積立金管理運用独立行政法人
1.9 阪神高速道路株式会社
1.10 社会保険診療報酬支払基金
1.11 北海道旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.12 本州四国連絡高速道路株式会社
1.13 日本アルコール産業株式会社
1.14 独立行政法人日本芸術文化振興会
1.15 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（注釈３ｂ）
1.16 株式会社国際協力銀行
1.17 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
1.18 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
1.19 独立行政法人日本貿易振興機構
1.20 株式会社日本政策金融公庫
1.21 地方公共団体金融機構
1.22 独立行政法人国際交流基金
1.23 日本貨物鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.24 独立行政法人住宅金融支援機構
1.25 独立行政法人労働政策研究・研修機構
1.26 独立行政法人国際協力機構
1.27 独立行政法人国際観光振興機構
1.28 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（注釈３ｃ）
1.29 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
1.30 日本郵政公社を承継した機関
1.31 日本中央競馬会
1.32 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注釈３ａ、ｄ及びｅ）
1.33 国立研究開発法人科学技術振興機構
1.34 独立行政法人日本学術振興会
1.35 独立行政法人日本スポーツ振興センター
1.36 独立行政法人日本学生支援機構
1.37 日本たばこ産業株式会社（注釈３ｇ）
1.38 独立行政法人水資源機構
1.39 自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

1.40 首都高速道路株式会社
1.41 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人
1.42 農林漁業団体職員共済組合
1.43 消防団員等公務災害補償等共済基金
1.44 成田国際空港株式会社
1.45 地方競馬全国協会
1.46 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
1.47 独立行政法人国民生活センター
1.48 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
1.49 ＮＴＴ株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.50 ＮＴＴ東日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.51 ＮＴＴ西日本株式会社（注釈３ｆ及びｇ）
1.52 独立行政法人北方領土問題対策協会
1.53 沖縄振興開発金融公庫
1.54 放送大学学園
1.55 独立行政法人中小企業基盤整備機構
1.56 独立行政法人勤労者退職金共済機構
1.57 日本私立学校振興・共済事業団
1.58 国立研究開発法人理化学研究所（注釈３ｂ）
1.59 四国旅客鉄道株式会社（注釈３ａ及びｇ）
1.60 東京地下鉄株式会社（注釈３ａ）
1.61 独立行政法人都市再生機構
1.62 独立行政法人福祉医療機構
1.63 西日本高速道路株式会社

○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県都留市朝日曽雌字茅野一一七七の内三、一一八四の二、一一八六の二、一一八六の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県大月市初狩町中初狩字阿曹沢一六二七、一六二八、一六二九の一、一六三三、一六三五から一六三七まで、一六四三、一七〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字阿曹沢一六二九の一・一六三五から一六三七まで・一七〇四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県都留市鹿留字天神ノ上三五一一から三五一四まで、三五一五の一、三五二一、三五二六の内一から三五二六の内四まで、三五四九、三五五一から三五六九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天神ノ上三五二六の内一から三五二六の内四まで・三五四九・三五五一から三五五六まで・三五八・三五六二・三五六四から三五六七まで（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字井戸入一七四九の一、一七五二の二、一七六九の一、字山沢入三六八四（次の図に示す部分に限る。）、三六八五、三六八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸入一七四九の一・一七五二の二・一七六九の一・字山沢入三六八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市総領町稲草字奥舟迫三九、四〇の三、四〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県三次市吉舎町上安田字国兼三一七、三二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㋑　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸市古井字黒谷一二九の一、一二九の二、一二九の八、一二九の七、一三七の六、一三七の七、一三七の八、一三七の二、一三七の六、字ツラ一三八の一、一三八の三、一三八の一二、一三八の一四、一三八の一五、一三八の一七、一三八の二八、一三八の四七、一三八のく、一三八のオ

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㋑　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年九月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24985	フロニカミド水和剤	セコンドＤＦ	東京都千代田区富士見二丁目10番２号 石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　世古大

○環境省告示第六号

農林水産省

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年八月十三日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年十月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46Ｖ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ＭＳＤアニマルヘルス株式会社 代表取締役社長　土田　拓史 東京都千代田区九段北一丁目13番12号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	ニューカッスル病ウイルス由来Ｆ蛋白質遺伝子及び伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来ＶＰ２蛋白質遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスＨＶＰ360株（*IBDV VP2, NDV F, Meleagrid herpesvirus 1*）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	①　運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有するものに限る。） ②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第３項の規定に基づき提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の２第２項の規定に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年農林水産省令第75号）第７条の規定に基づき作成する治験実施計画書に従った使用 ③　医薬品医療機器等法第14条第１項の規定に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。） ④　接種（採卵鶏及び肉用鶏への接種） ⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の２の規定に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残渣の廃棄 ⑥　⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄に伴う場合を含む。） ⑦　①から⑥に付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○経済産業省告示第四十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十月七日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年九月二日からの大雨	秋田県	令和七年九月二日から令和八年一月六日まで
	仙北市 北秋田郡上小阿仁村 南秋田郡五城目町	

○経済産業省告示第百五十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年十月七日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5314	株式会社片岡製作所	京都府京都市南区久世築山町百四十番地	令和七年七月二十五日から令和八年七月二十四日まで

○国土交通省告示第九百三十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　関越自動車道上越線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長野県埴科郡坂城町大字坂城字赤林七二六七番二から同県埴科郡坂城町大字坂城字蓬平五五九九番二まで	前	最大 一一〇 最小 三七	一三三
	後	最大 一一〇 最小 三七	

○国土交通省告示第九百三十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年九月十二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5791号	航海用レーダー	ＦＡＲ－2018－ＭＡＲＫ－２－12Ａ Ｆ－ＣＡＴ２	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号
第5792号	〃	ＦＡＲ－2018－ＭＡＲＫ－２－20Ａ Ｆ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5793号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－20Ａ Ｆ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5794号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－24Ａ Ｆ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5795号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－20Ａ Ｆ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5796号	〃	ＦＡＲ－2028－ＭＡＲＫ－２－24Ａ Ｆ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5797号	〃	ＦＡＲ－3025－20ＡＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5798号	〃	ＦＡＲ－3025－24ＡＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5799号	〃	ＦＡＲ－3035Ｓ－36ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5800号	〃	ＦＡＲ－3035Ｓ－36ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5801号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－20ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5802号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－24ＣＦ－ＣＡＴ２	〃	〃
第5803号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－20ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5804号	〃	ＦＡＲ－3025－ＮＸＴ－24ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5805号	〃	ＦＡＲ－3035Ｓ－ＮＸＴ－36ＣＦ－ＣＡＴ１	〃	〃
第5806号	自動物標追跡装置	ＦＡ－3005－ＣＡＴ２	〃	〃
第5807号	〃	ＦＡ－2008－ＭＡＲＫ－２－ＣＡＴ２	〃	〃
第5808号	自動衝突予防援助装置	ＦＡ－3005－ＣＡＴ１	〃	〃
第5809号	〃	ＦＡ－2008－ＭＡＲＫ－２－ＣＡＴ１	〃	〃

○防衛省告示第二百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和七年十月三日次のとおり決定された。

令和七年十月七日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約五、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十四日から 同月三十一日までの間
二〇一二	三沢対地射爆撃場	三沢市	国有	土地：約四六、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十四日から 同月三十一日までの間
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	民有 国有	土地：約八、一〇〇平方メートル 建物：約一四〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十七日から 同年十一月一日までの間

三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有
六〇〇五	伊江島補助飛行場	沖縄県国頭郡伊江村	国有 公有 民有
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 公有 民有
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 民有
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市、沖縄県中頭郡嘉手納町	国有 公有 民有
			国有 国有
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町	国有
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	公有 民有 国有

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八三	厚木海軍飛行場	大和市	国有	土地：約一、六〇〇平方メートル 工作物：鋪装 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　令和七年十月二十日から同月三十一日までの間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊厚木航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町	国有	建物：約二、五〇〇平方メートル 工作物：門等 郵便センターとして追加提供する。
六〇九三	与那国駐屯地	沖縄県八重山郡与那国町	公有 民有 国有	土地：約五、九〇〇平方メートル 土地：約一、三〇〇平方メートル 建物：約一、三〇〇平方メートル 土地：約三、九〇〇平方メートル 相模原市が道路用地として共同使用する。 土地：約五、〇〇〇平方メートル 工作物：岸壁等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月二十日から同月三十一日までの間 土地：約一七六、〇〇〇平方メートル 土地：約一四〇、〇〇〇平方メートル 土地：約二、三七七、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月二十七日から同月三十日までの間 土地：約五、七〇〇平方メートル 土地：約一〇四、〇〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十五日から同月三十一日までの間 土地：約五三、〇〇〇平方メートル 土地：約六五〇平方メートル 土地：約一、七四四、〇〇〇平方メートル 建物：約二、八〇〇平方メートル 工作物：鋪装 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和七年十月十五日から同年十一月十四日までの間

海上演習場関係

◎新規提供

種子島中山海岸訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三〇度四二分三〇秒、東経一三一度〇二分三〇秒
2　北緯三〇度四二分三〇秒、東経一三一度一〇分〇〇秒
3　北緯三〇度二七分三〇秒、東経一三一度一〇分〇〇秒
4　北緯三〇度二七分三〇秒、東経一三〇度五七分三〇秒
5　北緯三〇度三〇分〇〇秒、東経一三〇度五七分三〇秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する機雷戦訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十月二十日から同月三十一日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

種子島前之浜海岸訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯三〇度二二分三〇秒、東経一三〇度四五分〇〇秒
2　北緯三〇度二二分三〇秒、東経一三一度〇二分三〇秒
3　北緯三〇度一五分〇〇秒、東経一三一度〇二分三〇秒
4　北緯三〇度一五分〇〇秒、東経一三〇度四五分〇〇秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する機雷戦訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年十月二十日から同月三十一日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九五	石垣駐屯地	石垣市	国有

土地：約六、二〇〇平方メートル
建物：約六、一〇〇平方メートル
工作物：水道等
訓練施設として追加提供する。
使用期間：令和七年十月二十日から同月二十六日までの間
陸上自衛隊石垣駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職
　国務大臣　浅尾慶一郎
農林水産大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十月二日）
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局、南部アジア部）外務事務官　大塚　建吾
日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる
日韓漁業共同委員会委員たる日本政府代表を命ずる（十月三日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　鹿田あゆみ
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
　東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　木村　匡彦
最高裁判所事務総局総務局参事官を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　栢分　宏和
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
同　遠山　敦士
福島地方裁判所判事に補する
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島簡易裁判所判事に補する（以上九月三十日）
　判事兼簡易裁判所判事　嶋末　和秀
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　萩原　孝基
山形地方裁判所判事に補する
山形地方裁判所鶴岡支部勤務を命ずる
山形地方裁判所鶴岡支部長を命ずる
兼ねて山形家庭裁判所判事に補する
山形家庭裁判所鶴岡支部勤務を命ずる
山形家庭裁判所鶴岡支部長を命ずる
鶴岡簡易裁判所判事に補する
鶴岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十月一日）

皇室事項

御祝電
　天皇陛下は、ルクセンブルク大公殿下の御即位につき、十月三日御祝電を発せられた。

官庁報告

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
愛媛県松山市東石井４丁目18番３号
清算株式会社　株式会社ハット
代表清算人　吉見　達治
１　決定年月日　令和７年９月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２５号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　株式会社K
代表清算人　片岡　　牧
１　決定年月日　令和７年９月10日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続のために清算株式会社に生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権、特別清算の手続のために清算株式会社に生じた債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　調整条項
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。
この場合において、各協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取り扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一九二頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一九二頁（号外第一五〇号）

令和七年十月七日
岩手県盛岡市永井二五地割六九番地三
（甲）株式会社トータルケア
代表取締役　大志田雅彦
岩手県盛岡市永井二五地割六九番地三
（乙）株式会社岩手日報都南センター
代表取締役　大志田雅彦

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲の定時総会の承認決議は令和七年六月十日に終了、乙の評議員会の承認決議は令和七年五月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ajpea.or.jp/
（乙）http://www.takahashi-award.jp/
令和七年十月七日
東京都新宿区東五軒町六番二四号
（甲）公益社団法人全国出版協会
理事長　近藤　敏貴
東京都新宿区東五軒町六番二四号
（乙）公益財団法人高橋松之助記念顕彰
財団
理事長　齋藤　健司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　一三七頁（号外第二一九号）

（乙）掲載　四国新聞
掲載の日付　令和七年九月三十日
掲載頁　十四頁
令和七年十月七日
香川県高松市紙町五九六番地二
（甲）株式会社トキワタクシー
代表取締役　国東　照生
香川県高松市紙町五九五番地一
（乙）株式会社常磐タクシー
代表取締役　国東　照生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　一一六頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　一一六頁（号外第一五五号）

令和七年十月七日
福岡県福岡市東区青葉七丁目七番九号
（甲）株式会社タカラ薬局
代表取締役　岡村由紀子
福岡県福岡市東区青葉七丁目七番九号
（乙）株式会社幸陽堂
代表取締役　滿園　晶嗣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月七日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号
（甲）鯱キャピタル合同会社
代表社員　金谷　正文
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階
（乙）合同会社ガネーシャ
代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月七日
札幌市白石区菊水三条五丁目四―二〇パルティーレ南郷通五〇一号
合同会社ＳａｌｏｎＮａｖｉｇａｔｉｏｎ
代表社員　宅見　惇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月七日
東京都大田区西六郷四―六―二四コトー多摩川九〇六
合同会社ＴＴＭ
代表社員　高橋　大典

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、福知山環境センター株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年十月七日
京都府福知山市字多保市小字上野一三六番地の九
福知山環境センター企業組合
代表理事　松下　雄貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月十七日
掲載頁　五十三頁（号外第二〇八号）
令和七年十月七日
東京都文京区本郷五丁目一番一一号ＫＩＩＨＯＵＳＥ二〇二
株式会社ＫＩＤＳ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ
代表取締役　依田　和孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況につき、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月七日
東京都渋谷区代官山町一四番二〇号
有限会社エムエーエイチ
取締役　橋本　康子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億一万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月七日

東京都港区東新橋二丁目五番四号

株式会社Ｍａｇｎｏｌｉａ　Ｕｎｉｔａｓ

代表取締役　入江　浩一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千八百五十万三千三百二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十九日

掲載頁　一五四頁（号外第二一一号）

令和七年十月七日

東京都中央区日本橋浜町三丁目二三番一号

ＡＣＮ日本橋リバーサイドビル三階

株式会社ｅｎｓｔｅｍ

代表取締役　山本　寛大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十二億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　六十一頁（号外第九十五号）

令和七年十月七日

横浜市西区みなとみらい三丁目三番三号横浜コネクトスクエア九階

Ｈｙｕｎｄａｉ　Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　七五三木敏幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百八十二万七千七百五十円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二四一頁（号外第一六九号）

令和七年十月七日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目七―二〇

彩都バイオイノベーションセンター

ＡＯＩ　Ｂｉｏｓｃｉｅｎｃｅｓ株式会社

代表取締役社長　末田　伸一

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十一月一日を効力発生日とする株式会社群馬分析センター、有限会社環境リブテック及び浅野テクノロジー株式会社との各株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額を全額減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十七日

掲載頁　五十五頁（号外第一九三号）

令和七年十月七日

群馬県高崎市下大島町六二六番地

株式会社環境保全センター

代表取締役　中澤　和也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二百二十九億七千八百十八万六千円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年十一月十四日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一五三頁（号外第一六一号）

令和七年十月七日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目二番一号

Ｎｅｘｔ　Ｐｏｗｅｒ株式会社

代表取締役社長　舩津　啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三八、七八〇、〇〇〇円、資本準備金の額を九二、三四〇、〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十六日

掲載頁　七十三頁（号外第二〇七号）

令和七年十月七日

東京都港区赤坂二丁目一二番二一号ディアシティ西館二〇四号室

株式会社パズルリング

代表取締役　山村　幸広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千七百六十万四百十七円、資本準備金の額を二千六百八十二万一千三百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　十二頁

令和七年十月七日

東京都千代田区外神田六丁目六番一号

Ａｒｔｅｒｙｅｘ株式会社

代表取締役　李　東瀛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月七日

札幌市中央区北四条西十六丁目一番地第一ビル

有限会社ＥＮＧ20

取締役　宮川　薫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月七日

東京都墨田区菊川二丁目二三番二号

関根冶金工業株式会社

代表取締役　谷貝　光洋

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十月二十九日です。

令和七年十月七日

静岡県浜松市中央区半田町一八番地

サクラ工業株式会社

代表取締役　平野　貴大

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月七日

大阪府東大阪市高井田西三丁目三番一号

大阪バネ工業株式会社

代表取締役　笠井　洋子

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和六年十一月二十九日（号外第二百七十七号）目次欄中（原稿誤り）				
三一		六	第二項第五号	第二項第四号
令和七年九月十六日掲載の那覇家庭裁判所名護支部に係る令和七年（家）第一七〇〇四号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
九四		終りから六	伊佐川　勇	伊差川　勇